

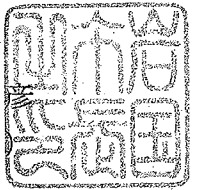


令 2 市民第 1151 号

令和 3 年 2 月 25 日

岩国市監査委員 様

岩国市長 福 田 良
(岩国市市民生活部市民課)



令和 2 年度第 1 回定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 3 年 1 月 14 日付けで報告の提出があった監査報告について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により通知します。

監査の結果

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 23 条 (職務関係者による配慮等) によると、配偶者からの暴力 (DV) 被害者の安全の確保及び秘密の保持についての十分な配慮義務を職務関係者に求めている。市民課の説明によれば、年間延べ 80 件程度の DV 関連の住民票閲覧請求制限申請といった窓口相談に対応していて、1 回当たり 30 分超の対応時間を要しているとのことであるが、市民課窓口で対応を行っている状況であり、十分な配慮がなされているとは言い難い状況であった。

措置の内容

市民課窓口で DV 関連の住民票閲覧請求制限 (支援措置) の相談の際、通常は、パーティションで仕切ったローカウンターで対応し、相談者の要望や状況に応じて、2 階の会議室や 3 階の人権課の相談室で対応するケースもあった。

しかし、DV 等支援措置は年々増加傾向にあるため、相談室の確保は急務であり、大幅なレイアウト変更は困難であることから、現状で対応する方向で検討し、市民課のマイナンバーカード業務用住基ネット専用室を支援措置相談業務を優先して使用することとした。

現在、住基ネット専用室は、支援措置相談業務を優先して使用し、マイナンバーカード業務は、ローカウンターに仕切とパーティションを設置することでセキュリティを確保し業務を行っている。